

令和8年度気象警報発令時の授業について

気象警報が発令された場合、授業及び定期考査の扱いは以下の通りとなりますので、お知らせします。

スクールミニマム「3 学校生活のきまり」より（改定版）

(8) 気象警報発表時の対応について

対象となる警報：暴風、大雪、暴風雪の警報または特別警報、
大雨、河川氾濫、土砂災害のレベル3以上の警報

- ① 午前7時現在において、尼崎市または伊丹市に上記いずれかの警報が発表されている場合は、自宅待機とする。ただし、午前の中の授業や行事が予定されていた場合は臨時休業とする。

(河川氾濫警報は洪水予報河川ごとに発表されるため、武庫川または猪名川)

(i) 午前11時現在において、いずれの警報も解除またはレベル2（注意報）以下に引き下げられた場合は、13時のSHR後、5校時（13時15分）より授業を行う。

(ii) 午前11時現在において、尼崎市または伊丹市に上記いずれかの警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

- ② 午前7時現在において、尼崎市と伊丹市にいずれの警報も発表されていないが、居住市町に上記いずれかの警報が発表されている場合、該当生徒は自宅待機（公認欠席）とし、その後いずれの警報も解除またはレベル2（注意報）以下に引き下げられた場合は、安全に留意してすみやかに登校することとする。ただし、正規の通学経路が途絶されている等、授業終了時間までに登校できる見込みがない場合は登校しなくてよい。（公認欠席）

(河川氾濫警報は洪水予報河川ごとに発表されるため、居住地の近くの河川情報を確認すること)

(9) 定期考査中における気象警報発表時の対応について

考査期間中、午前7時現在において、上記の警報が生徒の居住市町のいずれかに発表された場合は、臨時休業とする。

なお、臨時休業となった日の考査は、考査最終日の次の日に実施する。

該当市町は〔 〕である。

※〔 〕の該当市町は、年度当初に全校生徒に告知

令和8年度〔 〕の該当市町は、尼崎市、伊丹市、西宮市、宝塚市、川西市